平成２４年（フ）第２７３号
佐賀県小城市牛津町上砥川496番地４
破産者　上瀧　一幸
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
北海道上磯郡木古内町字木古内230番地の４
破産者　原田　良一
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
長野県諏訪市大字四賀3377番地、開始決定時の住所長野県岡谷市湖畔１丁目22番12号
破産者　神澤　一雄
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９３号
長野県諏訪郡下諏訪町7574番地
破産者　鈴木　和則
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２０２号
中華人民共和国深圳市沙井**鎮**沙四村东宝工业区K**栋**、開始決定時の住所愛知県岡崎市富永町字番丈目３番地１　Ｐｅｒｓｉｍｏ／Ｎ
破産者　石倉　敏明
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
愛知県豊田市永覚新町４丁目201番地16　ルピナス203号、開始決定時の住所愛知県西尾市平坂町辰御当24番地　レオネクストＨＥＩＳＡＫＡ205号室
破産者　児玉　有加（開始決定時の姓眞野）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
佐賀県佐賀市兵庫町西渕1946―１　リースランド兵庫Ｂ棟202、開始決定時の住所大津市南郷１丁目６番８号　太陽ハイツ南郷10
破産者　下村　英之
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７０号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地10棟503号、開始決定時の住所京都府向日市寺戸町三ノ坪６番地の５
破産者　坂元　克好
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
神戸市東灘区深江本町３―８―22―502、住民票上の住所神戸市東灘区御影郡家１丁目26番10―305号
破産者　中谷　友美
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０３号
兵庫県西宮市甲子園網引町８番８号
破産者　インテリアＫＵＳＡＫＡＲＩこと　草苅　賢二
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６５号
和歌山県海草郡紀美野町柴目436番地
破産者　橋本　雅幸
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８５号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園30番地の１
破産者　大江　将也
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９号
宮崎市大字田吉322番地１
破産者　野中　裕二
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第２６８号
兵庫県姫路市広畑区才1057番地１旭マンション205号、従前の住所兵庫県姫路市北条252番地12市営住宅10棟34号
破産者　浦　むつみ
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県たつの市龍野町宮脇146番地１　シャンドフルールＡ棟101号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡309番地11
破産者　黒川　　清
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県たつの市龍野町宮脇146番地１　シャンドフルールＡ棟101号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡309番地11
破産者　黒川　満子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県たつの市龍野町日山138番地　市営日山住宅２棟13号
破産者　田下　直樹
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１３５号
奈良県大和郡山市筒井町463番地の１ふぁみ～ゆ筒井507号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市城の台町２番地５
破産者　渥美千恵子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所